

松 山 大 学 論 集  
第24卷第4 - 3号抜刷  
2012年10月発行

社会主義的「所有論」と  
「市場経済論」を軸にした模索

芦 田 文 夫

# 社会主義的「所有論」と 「市場経済論」を軸にした模索

芦 田 文 夫

## [1] は じ め に

この『記念論文集』に寄稿させていただくに当たり、「それぞれの社会主義研究の足跡を振り返って、一定の総括をしたものを一書にまとめる」ことができれば、今後の研究にとっても有意義なのではないか、という編纂の趣旨を伝えられた。私はこれまで、今の研究課題に次々忙殺され、そのような反省を十分にしていなかった。「総括」は「前向きの積極的展開」が伴わなければ単なる「懺悔」に終わってしまうと戒めてきたのであるが、ここでは与えられたせわじうの機会を使って、両者をつなぐ努力を自分なりに試みてみることにしたい。

私は、これまでの研究の結果を2つの著書を主にして纏めてきた。第1の書は、『社会主義的所有と価値論』（1976年、青木書店）であり、それは「ソ連」を中心にしながらではあるが、1950年代後半「スターリン批判」とともに始まる「投資効率論」、それに続く「商品生産論」「価値・価格論」、そして1960年代に入ってから「社会主義的所有論」の展開をできるだけ内在的に辿ろうとしたもので、1965年「経済改革」（市場の導入）のいわば第1の階段に照応するものであった。この書の最後第6章の副題に「社会主義的民主主義の経済的基礎」と付けているように、それらの理論的展開を、民主主義をめぐる構造（国家と企業と個人の間での）と機能化という視点から位置づけて全体を整理していこうとしたのである。そして「まとめにかえて」においても、1970年代頃

からの先進資本主義国における「新しい民主主義」論と重ね合わせて検討していくという視点を提起していたが、このアプローチの仕方の意義はその後ますます大きくなってきている、と考えている。

第2の書は、『ロシア体制転換と経済学』（1999年、法律文化社）であり、1980年代以降「ペレストロイカ」（1985年）で頂点に達するようになる「経済改革」の第2の階梯（「市場経済化」が生産手段の基礎にまで及ぶようになる）、そしてそれが「体制転換」（1992年）に転じていった90年代に至る理論的枠組みを、「ペレストロイカ」が言う2つの軸——①「利害をつうじての管理」「市場経済化」の徹底と②「人間的要因の活性化」「人間疎外の克服」——にそって、辿ろうとしたものである。前者の軸で焦点となっていたのは企業の位置づけをめぐる問題であったし、後者はやがて個人の自由や民主主義の問題が正面から問われざるをえなくなる構造をもっていた。

いま私は、21世紀へ向けての課題にそくしてみると、人間・個人の「自由・平等、民主主義」のいっそうの発展、そして「市場経済（その利用と制御）をつうじる」社会主義という理論軸を中心に置いて、社会主義論再生へのアプローチをしていくことが必要ではないかと考え模索を続けている。いうまでもなくそれは、「20世紀社会主義」——「国家」を頂点に立てた上からの一元的な所有と管理、商品・市場関係を廃絶した指令的な計画と管理、その下での人間主体の疎外——に対する深刻な反省のなかから生まれてきたものであった。そのさいの課題をめぐる意識状況は、次のようなところにあると言ってよいであろう。つまり、21世紀的な「新しい社会主義像」は、なによりも人間・個人が主体となっておこなわれていく社会形成であり、20世紀的な上からの国家権力の主導によるものではなく、経済社会の内部から個々人の労働や生活、企業の生産というレベルから積み上げられていくもの、諸主体の自覚的な自己組織化の性格を基本にしたものでなければならぬであろう。そして、その人と人との繋がり、おそらく近代的国家の枠組みを超えたグローバルな「共生」、さらに人間と自然・環境との「共生」という性格にまで拡充していく

ことができるような、「開かれた枠組み」のものでなければならないであろう。また、それがたんなる理念にとどまるのではなく、資本主義からの次の一步としての「実現可能な社会主義」になっていくためには、市場経済化の普遍的存在を前提に置いたうえで、その利用と制御を内在的にそして段階的に図りながら、終極の「市場経済の止揚」に近づいていく以外にはないのではないか、ということである。

私はこれまで、「所有論」（その主体としての、国家—企業—個人の相互関係）と「市場経済論」を軸において研究を続けてきたのであるが、その枠組みの置き方と内実は「経済改革」—「体制転換」の諸階梯とともに変遷を辿らざるをえなかった。以下に、その跡を反省的に整理し直してみることによって、今後のいっそうの探究に役立てていきたいと考えた次第である。

## [ 2 ] 「市場の導入」にともなう「体制内改革」

### (1) 社会主義経済における「効率」概念

私の研究は、大学院修士過程（1957～59年）での「投資効率論」のテーマから始まった。20世紀「社会主義」のこれまでの経済にあっては、質や効率といった問題は第二義的なものとしてほとんど重視されてこなかった。私は、「スターリン批判」（1956年）以後の新しい変化への兆しとして、社会主義経済における「効率」概念の登場がもつ意味を掘り下げてみようとしたのである。調べていくと、「投資効率論争」はソ連においても古い歴史をもち、この1950年代後半からのものに先立っても、戦前1920年代のもの、戦後まもなく1946年からのものと2つのピークがあって、それぞれ「ネップ」期の「価値論争」（ルービンらをめぐる）、戦後復興期の「変容された価値法則論争」（ボズネセンスキーらの）と関わりながら、消長を遂げてきたことが解った。私にとっては、20年代の「経済学のルネッサンス」の泉に目を開かせてくれる契機でもあった。また、それは欧米の経済学者たちからも注目を集め、「マルクス経済学」と「近代経済学」の相互交流の一つの材料となり得るものとも見られていた。

50年代後半の頃になると、「効率」の必要性はさらに広く是認されるようになっていたが、論争は資本主義の「利潤率」にしばしばアナロジーされる「投資効率係数」なるものを社会主義の再生産構造全体のなかにどう位置づけるべきか、というところにあったといえよう。全国民経済に一律の（「平均利潤率」に似た）「効率係数」の適用の是非をめぐる論議のなかで、投資の部門間配分の決定（「計画化」の段階）と各部門内部での企業における決定（「企画化」の段階）とが峻別され、「効率係数」は各部門毎に異なったもの（「特殊的利潤率」に似た）として位置づけていく扱いが大勢を占めた。またその「企画化」にあっても、技術水準が異なる各企業グループ毎に格差のある「効率係数」が適用されようとした。問題は、この国民経済＝国家の「計画化」の次元と企業の「企画化」の次元との機能的な相互連関にあるであろうが、当時の段階では国家の次元の絶対的な優位の下に両者の調整が図られていこうとしていたし、私もまたそのような位置づけで整理を試みようとしていた。だが、その後の「改革－転換」過程のフォローのなかで、私は現在それを逆転させ、まず出発的な基礎に置かれるべきは企業の主体的な決定であって、それらを国家が間接的誘導的に調節していく、そのさいの媒介環になってくるのが「社会的必要・使用価値」の視点に基づいて格差をつけられた「修正・変容された特殊的効率係数」であろう、と考えるようになっていく。

## (2) 社会主義的所有と生産関係の体系

この「投資効率論争」は、まもなく本格的に展開されてくるようになる「価値・価格論争」のなかに取り込まれた形で受け継がれていくことになり、私もまた次に述べていく「商品生産・価値法則論」のテーマのもとにそれを広げていった。「所有論争」は少し遅れて1960年代頃から隆盛をみるようになるのであるが、それは性格上「社会主義的生産関係」の根幹と体系の全体に関わるものとなっていかざるを得なかったので、時期的順序としては逆になるが、まずこの「所有論」の新たな展開がもつ意味から取り上げておくことにしたい。

「所有論争」も、スターリン命題（『ソ同盟における社会主義の経済的諸問題』1952年）の批判というところから出発しようとしていた。その命題が、生産手段の所有関係を基礎に置いて生産諸関係の展開を図ろうとしながら、国家的所有と協同組合的所有の2つの形態にそれを分け、もっぱら後者にだけ未成熟性をみて、前者についてはすでに完全に共産主義的なものであるとして、国家による上からの一枚岩的な所有＝管理＝計画が説かれていく、という構造をもっていたからである。生産諸関係が所有形態・階級関係に等値されて、狭い概念に変えられていることが批判されようとした。新たな展開では共通して、国家的所有においても未成熟性が認められるようになり、あらためて国家による生産手段の所有と生産諸関係の全体との相互関係が問われていくことになる。そして、一方では、生産－分配－交換－消費の諸過程にそくして、他方では、それと重なり合う国家－企業－個人の相互関係にそくして、所有の実際の経済的実現形態が内在的に展開されていこうとしたのである。

ソ連では、3つの大きな流れがあり、(1)所有のいかなる出発的位置づけをも拒否し、生産過程における生産手段と直接的生産者との結合・機能の経済的形態（商品的形態か計画的組織か）を重視して、「計画性」概念に基づいて全体を組み換えていこうとする立場（モスクワ大学のツァゴロフら）、(2)「労働の異質性」概念に基づいて個人や企業の「分立性・自立性」を展開していこうとする立場（クロンロードら）、(3)企業における生産手段の実際の利用（処分としての「所有」と区別された）、その「占有」概念に基づいて具体化をはかろうとした立場（レニングラード大学のコレソフら）、などがあった。共通していたのは、直接的生産過程における生産手段と労働力との実際の結合をつうじての「所有の実現」、そのさいの「労働・生産様式」の重視ということであり、それが企業の位置づけと関わっていたのである。国家による生産手段の所有なるものを、絶対的なものとして生産諸関係と分断し、企業や個人の「上に」「外に」置いておくことでは済まなくなっていた。

### (3) 商品生産の必然性—価値法則の機能

1950年代後半からの「商品生産論」「価値・価格論」も、スターリン命題の批判から出発する。その命題は、「商品生産の必然性」について、それを生産手段の2つの所有形態の存在に求め、もっぱらコルホーズの所有に私的所有の母斑との繋がりを見つけ出そうとしていた。また、「商品生産の範囲」について、それをコルホーズが生産した消費資料だけにかぎり、生産手段はもはや商品としての特質をもたない「単なる外皮」に過ぎなくなっているとしていた。農業では、基本的な生産手段は国有の「機械・トラクター・ステーション」に集められていたし、それが生産する工業用原料は商品流通ではない「商品交付＝生産物交換の萌芽」（実際は甚だしい不等価交換）でおこなわれている、とされていたからである。新しい展開では、共通して国家的所有のなかにも商品生産の必然性が求められていかなければならないことが是認されてくるようになる。そして、「所有説」と「労働説」との間での論争がおこなわれていったのであるが、この時期は生産関係のそれぞれ個々の側面を強調するのにとどまり、60年代に入ってから上述した「所有論争」と合わさって、それらの相互関係が生産関係の体系全体にそくして位置づけられていくようになる。

また、この期の「価値法則の作用」についての認識においても、それが「生産の規制者」論というかたちで主にとりあげられ、生産諸部門への生産要因の配分は社会主義の「基本的経済法則」「計画性法則」によっておこなわれるべきことが強調される反面で、価値法則の作用はその点検や修正のための「補助的メカニズム」に過ぎないようなものとしてしか位置づけを与えられていなかった。次節でふれるようなポーランドのブルスなどの「市場的社会主義論」に対しては、当時ほとんどが強く批判的であったのが特徴である。

しかしそのなかにあって、「価値・価格論」における価格形成の原則いかにという具体的な機能化に関わる問題に関しては、後の「経済改革」のなかでの「ノルマチフ論」—それに基づく間接的誘導的な計画化に繋がっていくような、注目すべき中身も含まれていたように私はいま考え直している。つまり、市場

経済化を基礎に置いていくとすると、先の「投資効率論」で既に提起されていたような、一方での「価値的・利潤率的」指標と他方での「社会的必要・使用価値的」視点からする計画的制御との相互関係を、どう価格形成の実際において具体化していくかという問題が出てくるからである。もともと新たな「価値・価格論争」が引き起こされてきたのも、巨額の「取引税」が主に消費財だけに課され、生産財との「価値－価格」関係のアンバランスが甚だしいという「工業化」期以来の歪みを是正する必要性からであった。

「内包的経済発展」といわれるようになる段階では恣意的乖離をできるだけ少なくして、「価値に近づけられた価格」ということが一般的に容認されてくるようになっていたのであるが、ではどのような新たな価格形成基準に移るべきかということで2つの方向にそった論争が繰り広げられた。一つは、「価値」説と「生産価格」説との間であり、生産手段（資本）の節約や効率化の要因を価格形成にどう反映させていくべきかが問われていったのである。これは「投資効率論」とも重なってくる論点で、「生産価格」説が「原価」にプラスされる剰余の部分「生産手段×利潤率・効率係数」としてその要因をより重視しようとしたのに対して、「価値」説はなによりも国民経済的次元（部門間配分）における「社会的必要・使用価値」的視点からする計画的規制をより強調しようとするものであった。ここでも問題は、この国民経済＝国家の次元（「計画化」）と企業の次元（「企画化」）との間での機能的な相互連関にあると考えられ、実際にも両者の次元の突き合わせの中から「修正・変容された特殊的効率係数」のある「基準率（ノルマチフ）」が析出されるようになるのである。もう一つの論点は、企業や個人からする「需要・消費・欲求」の要因を価格形成にどう反映させていくべきかという問題をめぐってであった。当時は、国民経済全体の次元における絶対的な「生産優位の命題」、つまり生産構造の変化こそが新たな欲求・消費を生み出す元になるという枠組みが置かれながらであるが、「使用価値的な計画的決定」は「できるだけ基本的なところの大枠」に限っていかうとする方向がとられていった。そして、その下で「消費者評価」（ネ



ムチーフ)と呼ばれるようなある「ノルマチフ」に基づいて「背離させられた価格」が適用されようとしていた。

#### (4) 社会主義的所有と民主主義

このように、「所有論」と「価値・価格論」とを軸とした追跡は、国家—企業—個人の諸次元の間における民主主義の展開、および生産—分配—交換・流通（商品・市場的連関と計画的連関）—消費の諸過程、それを介してのマクロとミクロの再生産構造や実体経済との繋がり、などをさらに展開していくさいの枠組みを与えてくれるものとなった。しかし、肝心の課題意識の中心をなしていた「民主主義」概念の置き方と内容には、まだ決定的な制約をもっていた。「社会主義的民主主義の経済的基礎」（結章）では、国家の次元における社会的所有に関する平等—企業の次元における占有（実質的な利用）に関する不平等—個人の次元における労働に関する実質的な不平等というヒエラルキー的相互関係として構造的に整理をしたうえで、それらの間での「民主集中制」の原則に基づく機能的な展開を試みようとしていた。すなわちレーニン『国家と革命』が言うように、社会主義の段階では欲求の充足と労働能力の点で不平等を前提し、その実質的な不平等の關係に形式的な平等の尺度＝労働を当てはめていくことに関してこの段階における「民主主義」が成立し、その平等な権利の基準（労働の基準と消費の基準）の遵守に対して国家の強制力が加えられなければならない。そして、その社会全体・「国家」の次元、「社会的所有に関する平等」の次元が絶対的な優位（本質）に置かれて、「集中制」の原則に基づき全体の矛盾の統一と解決が図られていく、としていた。そのなかで、各次元における個人の参加というかたちで「民主主義」の原則を論じようとしていたのであるが、主体としての決定（バーリンが言う「積極的な自由」）の権限という置き方がまだ基本的に弱かった。

その「民主集中制」の原則と価値法則の展開とを結びつける媒介環として、「物質的刺激」論をさらに「経済的利害—経済的欲求」論にまで拡充し、それ

を消費的な欲求だけでなく生産的な欲求（労働能力の全面的な発達など）をも含む人間の発達として位置づけ、「労働に応じた」段階から「必要に応じた」段階へのいっそうの高度化が展開されていこうとした。しかし、そのさいも国家（普遍的利害）—企業（特殊的利害）—個人（個別的利害）の間の相互関係が、もっぱらそれぞれの次元における実質的な格差・不平等が生産と労働の社会化によって次第に平等化されていく過程として捉えられ、その「民主主義」論が主体的な決定としての「自由」論とは切り離されていたのが特徴的であった<sup>2)</sup>。だから、各次元におけるマクロとミクロの再生産構造の相互関係についても、国家と企業との上下の垂直的な回流が、企業と企業との水平的な回流によって単に「補われる」という位置づけしか与えられていなかった。

このような「民主主義」の枠組みと内容は、「経済改革」のいっそうの展開—「体制転換」の過程のなかで、やがて大きな転換を余儀なくされていった。

### 〔3〕「経済改革」の展開—「体制転換」の過程で

#### (1) 市場経済の導入と「経営」「労働」の自立化

「ソ連」・東欧において、「市場経済」の導入による「経済改革」が現実が始まっていったのは60年代半ばからであるが、それは「生産物の市場化」の第1の階梯から、80年代に入って「生産手段の市場化」にも及んでくる第2の階梯へと進んでいき、やがて「体制転換」をむかえることになる。その理論的枠組みの推移を追跡していこうとしたのが第2の書である。

労働者や企業が生産した生産物が賃金（V）や利潤（M）、あるいは所得（V+M）として分配されていくときに、労働者個人や企業集団の活動が好いか悪いかによって差をつけるようにしていくことから始まっていったのであるが、それはこれまで「国家」=「社会的所有」の指令的計画の下で一枚岩的に覆われていた「労働」（個人）と「経営」（企業集団）の機能を蘇生させ自立化させていくことになる。そしてその下で、国家と企業との間の計画化が「ノルマチフ」（基準率）<sup>3)</sup>に基づく間接的誘導的なものに変化していく。

まず、利潤  $M$  の部分に関して——それは国家と企業の間で分配され、企業に残される利潤は、「生産・科学技術発展ファンド」、集团的消費のための「社会的発展ファンド」および個人的消費のための「物的報奨ファンド」の充足にあてられる。この企業留保利潤からの「物的報奨ファンド」の形成に、企業の経営活動の評価指標とリンクさせたノルマチフを適用していく、というような部分的な導入から始まり、やがてその他のファンドの形成にも及ぼされていった。ついで、国家集中利潤のところにも適用されていくようになり、国家集中利潤と企業留保利潤とがノルマチフによって直接に按分されるようになる。そして、このようなノルマチフに、一律的性格と長期安定的性格が求められていく。他方で、賃金  $V$  の部分に関しては——基本的に全国一律の賃率（労働の質）・ノルマ（労働の量）制度が基礎に置かれ、企業の賃金ファンド（総賃金額）の増減によって一定の修正が加えられていた。その賃金ファンドの形成に関して、79年以後には純生産高あたりのノルマチフでそれが形成されるようになる。そして、「ペレストロイカ」のなかでは、ノルマチフ方式によるものと並んで、「財務的方式（あるいは残余方式）」と呼ばれるものも認められるようになり、所得  $V+M$  が一体化されたうえで、国などへの支払いをおこなった残余の部分は自主的に利用して必要なだけを賃金に充てることできるようになった。

このようにして、「国家的所有」の下での「経営」や「労働」の機能の自立化が進んでいくのであるが、そのさいの特徴は、「効率性」指標が主になっていくかぎり賃金  $V$  がますます利潤  $M$  との直接的な依存関係に置かれていき、はては企業の所得  $V+M$  として一体化して扱われていくところによく表されていた。後で問題とする「労働権」や「生存権」の固有の問題、そして「経営権」に対する労働者・生活者としての自立的な主体的制御の課題提起には決定的な立ち遅れがみられたのである。

## (2) 「生産手段の市場化」と社会主義の支柱

1980年代に入って、「経済改革」は「生産手段の市場化」という第2の階梯に必然的に進んでいくことになった。生産された生産物の好し悪しは、それぞれの資本（生産手段）の自立的効率的な利用の仕方いかんに大きく依存してくるからである。また、「企業留保利潤」から生産手段に再投資されていく部分は、企業自身の経営的努力によるものだからである。「ペレストロイカ」のなかでは、生産手段の効率的な運用ということが焦点に据えられてくるようになり、社会的所有が「誰のものでもあり、誰のものでもない」かのような無責任な管理に委ねられていることへの厳しい批判が加えられる（ゴルバチョフ）。

ところが、「生産手段の市場化」は、これまで社会主義の支柱と考えられてきたものとの関連をいちだんと深いところで問い返すことにつながっていった。生産物（フロー）だけでなく生産手段（ストック）の配分にまで関わるようになることと従来の「中央計画化」なるものとの関係、資本市場における危険や責任を担う企業の経営行動と従来の「国家的所有」なるものとの関係、所得分配における非労働的要因（資本）と従来の「労働に応じた分配」なるものとの関係、などの問題である。だからブルスは、資本の市場化や労働の市場化という問題にまで立ち入らなければならなくなったこの新たな段階を、従来の社会主義の枠内での「修正主義」の改革から、その枠組みをもはみ出すようになる「プラグマティズム」の模索（多様な所有形態のもとで、どれが効率的に優れているかが選択され、資本主義をも含むどのような方向にも進化し得る）へ、という画期をなすものと性格づけたのである。そして、一方では国家的所有の企業の経営行動（効率性や変化への適応性などの）そのものが問われていくようになり、他方では多様な所有・経営形態をもつ混合経済が一貫した改革の必要条件である、とされるようになる。（中国においても、「計画経済+市場調節」の段階から1993年「社会主義市場経済」の段階への転換が、この第2の階梯に照応すると思われる。）

### (3) 「社会主義と市場経済化」に関する見解の分岐—第1の論点

ここで、「社会主義と市場経済化」に関して、見解が分岐してくる第1の論点が登場する。一方からは、国家的所有あるいは社会的所有があるかぎり真の分権化と市場経済の作動はありえない、「市場化」はもともと「私的所有」としか両立しえない、とする主張がでてくる(コルナイら)。しかし他方からは、このような市場経済と社会主義とのつながりを分断してしまうことになる転回を批判して、資本主義や市場経済の矛盾を克服していくという展望の側から見ていこうとすると、遠い未来のことではなく一世代位の間「実現可能な社会主義」として描き直そうとする努力がなされてくる(ノーブやベトゥレームら)。それは、「生産手段の市場化」や市場経済の普遍化ということを前提に置いて、そのうえで企業経営の効率的発展を保証しながら、しかしそれらが生み出すネガティブな側面に対して労働・生活や社会の側から民主主義的な制御を加えていこうとする枠組みをもつものであった。私も後者のような立場にたつものであるが、ここに列挙していく新たな諸論点は、今後さらに実証的にも理論的にも探究が深められていかなければならないと考えるのである。

そのような流れのなかで、90年代頃から「市場社会主義論の第五段階」(ローマーら)と名付けられる新たな理論枠組みが提唱されてきた。その要は、従来の「国家的所有イコール排他的国家管理」という定式化の見直しであり、「所有」と「管理・経営」とを相対的に切り離して考えていこうとするのである。そして、現代企業の主要な形態である株式会社にみられるような「所有」と「経営」との分離の構造が共通に置かれ、なによりも企業における「経営」主体の自立性・効率性ということが軸とされ、そのうえで一方からは「所有」(株主、公的・私的、あるいは混合)および資本調達や金融(資本市場や銀行)をつうじて、他方からは「労働」(労働者)やもっと広い「生活」(消費者や市民)の参加によって、その「経営」に対して社会的な制御を与えていこうとするものであった。

この段階では「旧社会主義から市場社会主義へ」ということと「資本主義か

ら市場（をつうじる）社会主義へ」ということとが重ね合わせて論じられることが多くなる。両方を併せて、21世紀的な社会主義像への探究が本格化してきたといってもよいであろう。そのさい、「社会的所有」か「私的所有」かといった抽象的レベルでの対置が拒否され、それぞれにおける多様な所有・経営・労働・生活の構造にそくした民主主義的変革の具体的な過程として捉えられていこうとするのが特徴であった。そして、そのような構造が社会主義的な方向性をもつという所以が、資本主義よりも一歩進んだ（だからそこから「実現可能な」）社会経済的平等化の達成というところに求められようとした。まずは「利潤」の分配におけるいっそうの平等化が目指され、その過程をつうじて「所得の平等化」から「資産・所有の平等化」へ迫っていこうとするのである。

#### (4) 「所有」・「経営」に対する「労働」主体の制御—第2の論点

では、「経営」主体の自立性・効率性ということを容認しながら、これに対して社会主義（あるいは社会主義志向）らしい「労働」主体による制御をどのようにして与えていくか、これが第2の論点となってくるであろう。新たな段階でのほぼ共通した認識は、旧ユーゴスラビアの「労働者所有・管理企業」型の経験の総括にもとづいて、それが優れたモメントをもつことを認めつつも、一つの企業の中だけで（小規模なものを除いて）所有・経営・管理と労働との直接的な結合を求めていこうとすることには批判的であった。それが現代的な企業組織の自立的・効率的な機能展開を妨げ、また企業と企業の間での社会的な統合を結局は市場的連関に委ねたままにして計画的制御を難しくしていったからである。

「ペレストロイカ」のなかでは（東欧の多くでも）、①「利害をつうじての管理」「市場経済化」の徹底という軸と並んで、②「人間的要因の活性化」「人間疎外の克服」という軸が掲げられ、後者が経済の次元では「労働集団の自主管理」ということにそくして追求されようとした。しかし、それは市場経済化の

進展のなかで次のような変容と解体の過程を辿らざるをえなかった。一つの方向は、「経営」機能の自立化の必要が強調されてくるなかで、「労働者の自主管理」が「経営との共同管理」へ、さらには「経営への共同参加」へと現実には“退行”していったことである。もう一つは、「脱国家化」=個別化が進み、「所有」「経営」についても「労働」についても、「国家的なもの」から「集団的なもの」へ、さらには「個人的なもの」へという諸主体の自立化をめぐる関係が深化していくなかで、「労働集団」という置き方が変容と解体を遂げていったことである。そして、企業の株式会社化という問題が重なってきて「所有」と「経営」の分離が進み、初めは株式の売却は当該企業の労働する者にかぎるといった制限がなされたり（非公開型）、労働集団による所有や統制のもとでといった制限がおかれたりするが、やがて株式所有そのものは「個人化」という本来の形態にまで進んでいかざるを得なくなる。

このような「労働者自主管理」をめぐる実際と理論の総括のうえに立つとき、「所有」と「経営」と「労働」とが企業のなかで直接に結合される形態を基本としてではなく、経営が相対的に機能分離され、諸経済主体（所有、経営、および労働、生活など）の自立性・自由と同権・平等の関係を基礎にして、その上であらためて「労働」や「生活」の主体的な制御が展開されていく枠組みが必要なのではないかと考えるのである。つまり、株式会社のような「所有」と「経営」が相対的に分離された企業形態をメインに置きながら、しかし労働や生活の自立的な主体が「労働権」「生存権」にもとづいて労働や生活をめぐるルールや規準を押し上げていく、そのなかで企業の「経営権」さらには「所有権」に対する制御を強めていく、という構造である。私は、「協同組合」や「自主管理企業」などがもつ積極的なモメントの意義は認めながら、社会主義への移行の企業形態としては「株式会社」がメインの位置に据えられるべきではないかと考える。もちろん、多様な所有・経営形態が並存する混合経済の全総体において、どの企業形態が未来へ向けての初動要因になっていくのかは、時々具体的な状況の下での分析にまたなければならないであろう。この第2の論

点についても、今後さらに実証的に理論的に探究が深められていかなければならない。

しかしながら、「ペレストロイカ」の実際では、この自立した「労働」・「生活」主体による「経営」への制御というモメントが決定的に弱く立ち遅れていた。すでにふれたように、「自主性」と「効率性」という標識の下での「経済改革」は、労働（V）が利潤（M）・資本と一体化されたり包摂されたりするかたちで進展していった。私たちは「労働権」「生存権」「社会権」など諸主体の自由と権利の課題意識の再生に期待をかけたのであるが、「改革」―「転換」の過程が進むにつれ、ソ連では1930年代以来の長い歴史のなかでその復元力の実体的基盤がどれほど酷く侵蝕されていたかを自覚させられることになった。

「ペレストロイカ」の最終段階では、市場経済への移行に関して3つのバリエーションが対立的に出され、「統一案」に纏めきれないまま崩壊をむかえた。そのうち「保守的なバリエーション」は旧来の中央集権的な計画と管理の枠組みに固執するものであった。「ラディカルなバリエーション」は、その基礎および出発点に「市民と企業の所有・経営・労働と消費の完全な自由と平等」ということが置かれ、その結果が社会主義体制であるか資本主義体制であるかには必ずしも拘らないものとなっていた（プルの「プラグマティズムの模索」に当たるであろう）。党や政府の主流を占めていた「中庸的なバリエーション」は、諸主体の自由と平等ということには同意しつつも、その上で社会主義的な枠組みと方向性を堅持していける新たなメカニズムをなんとか模索しようとしていた。しかし、その「新社会主義経済システム」（アバルキン副首相）なる戦略プログラムを積極的に具体化することができないまま、「経済危機」の深刻化、各共和国の自立、コメコン体制の崩壊が重なって、「体制転換」に突入していった。その下では、全国民に等しく株式所有を保証すると言われた「大衆的民営化」も、「労働」と「経営」の切り離しが完了して、後はその株式の「所有」が新・旧のノメンクラトゥーラの手集中されていくだけのことになってしまった。

このときの破局的な「経済危機」も、新たな経済運営のメカニズムの緊要性



をよく表していた。ミクロの「経営」機能の自立化が進んでいくなかで、それらを制御していく新しいマクロの間接的誘導的な方法が決定的に立ち遅れ、企業と国家の間での再生産過程の悲劇的な乖離が起って、インフレ・物不足や財政破綻など経済危機が深刻化し、1989年半ば頃からはもう制御しえないところにまで達していたといわれる。この問題に関わってくるのが、次の論点である。

### (5) 「国家一計画化」に替わる「社会的な制度化」—第3の論点

これまでの「国家」による上からの指令的な計画化に替わって、新たにどのような社会的統合の仕方がなされていくべきか、というのが第3の論点である。そこでは、お互いに自立した諸主体の間をとり結ぶ「基準（ノルム）」や「規則（ルール）」、それらをめぐる「社会的な制度」を媒介とするものが、次第に優位に立つような変化が生まれてくるであろう。国家による直接的な介入から、ミクロとマクロの再生産過程を調整していく「基準率（ノルマチフ）」などを使ったより間接的な誘導的な方法に変わっていくという問題である。

以前には、企業の活動の全側面にわたって、数量と品目別の「総生産高」などの現物的指標を中心にして、個別に詳細に国家が上から指令として与えていた。これが「経済改革」の過程で、「労働」（個人）と「経営」（企業）の機能の自立化にともない、国家と企業との間の計画化が「ノルマチフ」に基づく間接的誘導的なものに変化していくことを検討しておいた。様々なノルマチフは、大きく分ければ「利潤率」（M）を中心とするものと「賃金率」などの「労働基準」「生活基準」（V）を中心とするものとに集約されていくであろうが、社会主義を志向しようとする場合の特徴は、まずなによりも「労働」・「生活」主体による「労働基準」・「生活基準」の押し上げによって、「利潤率」を制約し制御を強めていくところにあるであろう。資本主義では反対に「利潤率」が規定的要因となっている。ソ連の「経済改革」ではまだ、「労働基準」が「利潤率」に包摂されたかたちで表れるという限界もみられた。私はこれらの関係

を逆転させ、人間・個人の労働と生活がまず出発的な基礎に置かれるべきで、「労働基準」「生活基準」が「利潤率」に対して主導的な優位に立っていきような相互関係が作りだされていかなければならない、と考えるのである。

社会主義を志向する場合のもう一つの特徴は、そのノルマチフがもつ「価値的・利潤率的」性格と「社会的必要・使用価値的」性格との相互関係において、市場経済を前提にするかぎり前者の性格を基礎に置かなければならないであろうが、発展の方向性としては次第に後者の性格が優位を占めていきような変化が起こっていくところにあるであろう。既に見ておいたように、資本主義の平均利潤率に似た全国民経済に一律の「効率係数」ではなく、使用価値的に異なる各部門毎に、あるいは技術・産業構成が異なる企業グループ毎にも格差をつけた「修正・変容された特殊の効率係数」がノルマチフとして適用されようとしていた。また、企業や個人からする「需要・消費・社会的欲求」の要因を反映した「消費者評価」と呼ばれるようなノルマチフも適用されようとしていたのである。これまで国家が上から「社会的必要・使用価値的」視点に立って直接に計画し指令を与えていたのであるが、まずは個人や企業が主体的に決定をおこない、このようなノルマチフに基づいてそれらを社会的に調整し統合を図っていく。

上の「利潤・資本」に対する人間の「労働と生活」の優位という方向性は、「価値的・利潤率的」性格に対する「社会的必要・使用価値的」性格の優位という方向性と、内容的に重なり合って進むものであろう。このようなノルマチフが媒介環となって、ミクロとマクロの再生産過程・再生産構造の調整が基本的にはおこなわれていくと考えられる。一方での利潤率・利率と他方での労働基準・生活基準との対抗関係がそれぞれの再生産過程・再生産構造の性格と内容を基本的に決めていくものとなるし、逆にそれらのノルマチフはこの実体経済の循環のなかで具体的な実現を保証されていくものとなるであろう。

利潤率と労働基準・生活基準の相互関係、それをめぐる社会的な制度が形成されてくる論理は、『資本論』によって与えられていると考える。つまり、「労

働力」商品の売買をめぐる交換過程では「自由」と「平等」が出発点となり基礎となるが、「労働力」の消費である労働過程・生産過程においては、資本の側は買い手としてのその使用の権利を主張し、労働の側は労働力の再生産＝人間らしい労働や生活の諸条件を求める。どちらも等しく商品交換の法則によって保証されている「権利」対「権利」であるかぎり、力がことを決していく。自立した労働主体による「結社（アソシエーション）や労働組合」の力に拠り、「国家権力」と「工場立法」などの媒介を引き出し、資本の「所有権」「経営権」に対抗して「労働基準」＝「労働権」と「生活基準」＝「生活権」さらに「社会権」をめぐる制度が社会的に確立されていく。

その「労働権」や「生活権」をめぐる「社会的な制度」は、国家や法などの媒介による全社会的な関係のなかで成立してくるものであった。また、その社会的な統合化の過程には、生産の領域だけでなく、流通の次元、生活の領域、社会・文化、また非資本主義・前資本主義的な諸関係も入り込んでくる。そして、それらには当該社会全体における権利（平等）の普遍的な規準（社会的な合意形成にもとづく）が通底したものとして存在するのであり、それらは相互作用の関係のなかで影響を及ぼし合う。

この「社会的な制度」化をめぐる課題は、21世紀に入った頃からさらに拡充と深化をみせるようになる。新自由主義にもとづく市場原理主義の矛盾が批判されていくなかで（「ポスト・ワシントン・コンセンサス」）、市場経済は狭い経済的インセンティブだけでは作動しえないとして、一方では倫理的規範や社会的な信頼・同意や法との相互関係が、他方では伝統的・共同体的な社会関係とのつながりが、さらに深く問われざるをえなくなる。なかならず、2008年世界金融・経済危機は、貨幣と金融、証券化と投機化の暴走が世界全体を覆いつくし、人間の生活と文化を支える「社会的共通資本」と呼ばれるような自然環境や社会的装置にも市場化の弊害が顕著に現れ、「派遣切り」や「ワーキング・プア」など「労働・人間を物としてしか見ない」扱い、医療・社会保障・教育の切り捨て、そして究極的な「人間としての尊厳」が大きく脅かされると

ころにまで至って、「社会的な制度」による制御の課題はますます緊切なものとなってきている。

市場経済に対する「労働」や「生活」の人間主体の側からする社会的な制御、さらには「共同的社会」や「自然・環境」の側からする包摂（「埋め込み」ポランニー）を、どう進めていくかという課題である。

#### (6) 近代的「国家」-「人間」主権の枠組みを超える課題-第4の論点

上の20世紀型「国家」の限界をどう乗り越えていくかは、近年のグローバル化のなかであらたな内容が付加されてくるようになってきている。いま近代的「国家」-「人間」主権の枠組みを超える課題にそくして、二つの展開の軸がみられるように思われる（ネグリやハート）。

ひとつの方向は、内にむかっての深化で、資本主義的生産様式と労働の変容、知的労働や情動労働、コミュニケーションや協働が重視されるようになり、物質的生産と非物質的生産・文化・社会的再生産との境界が入り混じってくる、とされる問題であろう（これが次の論点に関わってくる）。もうひとつの方向が、外にむかっての拡充で、「国民国家の主権の衰退」といわれる問題にともなうものであった。

ただ、このような新たな動きに対抗していくオルターナティブについては、近代的「国家」-人権の枠組みが全否定されていくのではなく、それが乗り越えられる過程においても、「労働権」や「生存権」などにそくして以上に検討してきたような民主主義的変革の達成物がまずは足掛かりとされていかなければならないであろう、と私は考えている。「国家」による社会的統合の構造のなかであって、グローバルな「市場経済」化が及ぼす作用は、それぞれの次元や領域ごとに（通貨-マクロの金融や財政-産業や企業の実体経済-交通・通信・情報などのインフラ-なによりも人間の労働・生活、あるいは農業や地域、環境など）格差をもって現れる。内と外との「規準とルール」をめぐる制度の共約化は、それぞれで異なって進行していく。そして、各国での「資本」

と「労働・生活」主体との間での力関係によって、それらの「底辺へ向けての」あるいは「上方へ向けての」国際化のレベルが新たに形成されていく、と考えられるからである。

#### (7) 「労働基準」-「生活基準」と自由・平等の高次化-第5の論点

最後に、この「労働規準」-「生活規準」という以上の諸論点における結節点のような位置に座ってくるものに関して、将来に向けての全体の発展方向、人間の自由・平等の高次化の問題がそこに集約されているように思われるのである。続いてみるように「現代資本主義論」においても、知識社会への移行にとりまう「労働の場」と「生活の場」との重なり、労働政策と社会保障政策との密接な連関、そのなかでの「労働能力に応じた原理」と「生活欲求に応じた原理」との相互関係について、理論的展望をもった解決が求められてくるようになっていく。先に検討しておいたように資本主義から次の一步「実現可能な社会主義」においても、まずは「利潤の分配における平等化」が目指され、それを社会主義に向けての「労働についての分配」の平等化→「欲求充足についての分配」の平等化へとという展望とつなげて、人間の平等化と自由のいっそうの高次化が段階的に論じられようとしているからである。

この高次化へ向けての過程を具体的に展開していこうとすると、労働をとりまく生産諸手段・資源の要因との相互関係がでてくる。『資本論』においても、労働と生産手段との分業体系の展開が、協業（「結合された労働」、しかし指揮・監督・媒介機能の労働からの疎外と資本への移譲、精神的機能と肉体的機能との対立、管理機能の分離とその階層的構造）-マニュファクチュア（部分労働化と奇形化）-機械制大工業（労働の均等化または水平化、労働の転換・流動・全面的可動性）へと辿られ、未来社会の「全体的に発達した個人」の物質的基礎が作りだされるが、資本の下では精神的力能の喪失と支配・従属の階層的構成による疎外を受ける、という論理が述べられていた。

70年代頃からの「現代平等論」においても、一つは、多様性をもつ人間の

どのような面を中心において平等を考えていくのか、「労働」を基準とするのか「欲求充足」を基準とするのか（「労働能力・人間様態」論的アプローチと称される）、もう一つは、それを具体的に制度化していこうとするとき、どのような配分グッズ（物・資源）を平等に保証していくのか（「権利・権原」論的アプローチと称される）、という論点が中心になっているところに特徴があると言われる。そして、前者の「労働能力」論にそった展開に関しては（例えばホジソン）、資本と労働の間での雇用関係の本質的な特徴は、雇用主が労働の仕方や様式を細部にわたって統制することにあるとしたうえで、生産過程の複雑さと知識集約度の増大によって、その経営者統制がますます制約され損なわれ掘り崩されていく、知識労働者は労働の仕方を自分で統制する自立的な行為主体としての性格を強くしていく、とされる。後者の「権利」論にそった展開では（例えばボールズとギンタス）、「所有」（株主）と所有権の使用としての「経営」「労働」との分離にもとづいて、まずは利潤の「残余請求権」と「コントロール権」を「経営者」「労働者」に再配分することによってそれを制約し、そのなかで格差の克服が「所得の平等化」から「資産・所有の平等化」へと進んでいく、といった展開などが試みられようとしているのである。

いっそうの内容化は今後にまつとしても、このような二つの方向での探究が収斂させられていくなかで、労働の知的・精神的要素の拡大、生活や文化との融合、実際の生産者への管理・経営機能の移譲、生活時間と自由時間の増大、そして労働による価値規定が占める位置の縮減など、「労働能力」-「生活欲求」の実質的な内容にそった「自由・平等」基準のいっそうの高次化（総じて「自由の国」への飛躍の内実）が、具体的に論じられていく場が切り開かれてくるであろうと考えるのである。そして、「商品・市場経済の止揚」の過程も、まずは「労働・生活規準」が次第に優位になって「利潤率」を制御していくという過程、それと重なって「価値規定」を基礎にしつつも「社会的欲求-使用価値規定」が次第に優位になっていくという過程として、たどられていくのではないかと考えるのである。

そのさい、決定的に重要なのは、「自由論」を基軸にすえた展開であるように思われる。これまでの「民主主義論」に基づいた、国家－企業－個人の諸次元と生産－分配－交換・流通－消費の諸過程にそくした私の整理では、一方で国家の次元の「集中制の原則」を絶対的な優位に置き、他方で「民主主義の原則」をもっぱら企業や個人の次元における実質的な格差・不平等が生産と労働の社会化によって次第に平等化されていく過程を基礎にして捉えようとしていた。その「民主主義論」を、たんなる参加の問題として扱い、人間・個人の根源的な主体的決定としての「自由論」（「積極的な自由」）と深く結びつけることなく展開しようとしていた。これらの関係を逆転させ、人間・個人をまず出発的な基礎に置き、その「自由論」を基軸にして「民主主義論」を展開し直していく——これが20世紀「社会主義」の反省の上になつて21世紀的社会主義像の再生に向かつていく要石として私がいま考えているところであり、そのさい出てくるであろう新たな課題を以上の幾つかの論点に纏めてみたものである。同学の皆さんの批判と積極的な論議をお願いする次第である。

#### [4] 現代資本主義論とかさね合わせて

いま世界資本主義の危機は、人々の労働と生活・生命の根源、人間の尊厳そのものを脅かすようなところにまで到っている。あらためて人間の発達における「労働権」と「生活権」、 「社会権」と「環境権」を軸に据え直し、資本主義の枠組みをも超えるオルターナティブな構造と政策を打ち出していかなければならないようになってきた。私の直近の論文（『自由・民主主義』『市場経済』をつうじる社会主義論－現代資本主義論とかさね合わせて）は、「今なぜ社会主義論か」というシンポジウムでおこなった問題提起を文章化したものである。「社会主義論」の方からと「現代資本主義論」の方からとをかさね合わせてみることによって、新たな21世紀的社会主義像の構築にどのようにアプローチしていくべきかを考えてみようとしたものである。「労働基準」－「生活基準」の変革を軸として、両者の課題枠組みの重なり注目しながら、以下に簡

条書き的にその要点を挙げておくことにしたい。

(1) **現代資本主義からの移行—未来社会論**、「労働基準」=「労働改革」を軸に未来社会への移行過程や移行形態の問題、日本など高度に発達した資本主義からの最初の扉をどう開くか、というこれまであまり探究されてこなかった問題に、「民主主義的変革の立場」から切り込んでみようとした意欲的な友寄英隆氏の最近の試みを手掛かりにして、私なりの整理をしようとしたものである。

### 人間の発達をめざす全面的な「労働改革」を基軸に

- ① 人類の科学技術の成果である現代の生産力、ICT革命などの発展は、知的労働の役割の増大など未来社会の物質的基礎につながっていくモメントを宿すとともに、資本（多国籍企業）がそれを「資本の生産力」として掌握していく仕組みの矛盾、その総体的な特徴や社会的影響、とりわけ労働者階級に与える影響を深く押さえていかなければならない。
- ② 「現代資本主義の失業・貧困の歴史的特徴」。現代資本主義のICT化によって、技術的労働がマニュアル化された単純労働に変わり、低賃金・無権利の非正規労働者が急増して、雇用や労働条件の切り下げと劣化が進み、ワーキング・プアが急増している。国際独占体は、発展途上国の劣悪な労働条件や環境規制を利用して、「下向き競争」を先進国にもち込み、かち取られてきた歴史的達成（労働者の権利・保護）を切り下げようとしている。
- ③ 「当面する民主的な経済変革」。新たな「労働改革」が戦略的な意義をもっている（ILO「ディーセント・ワーク」）。雇用、労働条件、労使関係のあり方、社会保障制度など、労働にかかわるルールを全体的に見直して、抜本的総合的に改革することが基底になる。

### 内需主導型の実体経済、「地域経済循環—国内経済循環」の政策化

- ④ 他方で、支配的資本の側での形態変化が、「『反独占』の内容の発展—国際独占体の形成」として論じられていく。巨大な国際独占体（多国籍企業・多



国籍銀行)の形成によって、かつての国民経済単位の資本蓄積・再生産構造が国際独占体のそれに組み込まれ、国民経済単位の土台の上で、新たな重層的な構造を形成しながら、世界市場での資本蓄積・再生産構造のからみ合った軌道が生まれつつある。その下で、「福祉国家」の前提である完全雇用と社会保障制度が、「新自由主義」路線の「構造改革」によって掘り崩される危機が深まっている。

- ⑤ このなかで、一方での多国籍企業が主導する貨幣・金融を軸とする「外から」「上から」の資本蓄積・再生産構造の循環と、他方での生活・労働・地域を軸とする「下から」「内から」の循環とが、対抗する構図が生まれている。とくに、3.11以後、資本蓄積・再生産構造を支える基盤的な原発・エネルギー政策や資源政策の転換、それと関わって産業政策のパラダイムの転換が求められてくる。市場に任す「なし崩しの再編」でなく「自然と人間の正常な循環の回復」という視点、環境重視の国土政策、地域循環型の経済構造づくり、農林漁業・第一次産業を国の基幹的産業と位置づけ、中小企業の経営の発展をはかる。それらが雇用と暮らしの総合計画（「社会経済計画」）の策定につなげられる。

### 大企業への民主的規制

- ⑥ その経済活動との両立を図りながら民主的なルールを社会的に確立し、企業としての社会的責任を果たさせていく。「競争の強制法則」から資本を解放する。

### マクロの財政再建と金融規制、オルターナティブの政策化

- ⑦ 「社会保障の段階的な充実」は「日本経済の民主的改革」と同時並行的に進める。マクロの税制・財政と社会保障の真の「一体改革」は、「所得再分配機能」の再生という本来の原点に返って「財政再建計画」を立てる。多国籍企業・銀行に対しては、金融の民主的規制をおこない、貨幣資本循環を掌握する。経済外交では、TPPなどを念頭においた、対米従属からの脱却、共存共栄の自主的経済外交、東アジアにおける「積極的統合政策」（加盟国の

政府や国民の主体的意志を媒介とした)である。

## 「社会主義論」とかさね合わせて

[課題意識と理論枠組みの共通性]

- ① なによりも、中心軸に置かれるのは人間主体の発達、自立性・自由ということであり経済的次元にそくしては企業の経営活動と両立させながら、社会的なルールを制度化しつつその「社会的責任」を果たさせていく、人間「労働・生活」主体の側からの民主的な制御、「社会」「文化」さらには「自然」「環境」の側からの制御を強めていく。そのもとで、全般的な「労働改革」により「労働規準・生活規準」とルールを押し上げながら、社会経済的な貧困・格差の克服、いっそうの平等化を進めていく。現代の科学技術の発展を「資本の力」から人間に取り戻していくことによって、人間主体における「労働能力」と「生活欲求」-「自由」の高次化を目指していく。
- ② この資本と労働の間での蓄積構造の変革とつなげて、ミクロの企業・組織とマクロの国民経済における再生産過程の機能化を、利潤率・利子率主導のものから労働規準・生活規準が次第に優位に座っていくものへと変革していく。価値規定・市場経済を基礎にしつつ、「社会的な使用価値・欲求」規定が優位に立つものへ進化させていく。
- ③ 「国家」のガバナンスの仕方は、直接的な介入から「規準・ルール・制度」による間接的誘導的なものへと変わっていく。「国家」の枠組みがグローバルに乗り越えられていくさいにも、国際的な貨幣や金融の循環に流されるのではなく、政府や国民の意志と運動によって主体的に媒介された「積極的な統合」に立ち向かっていく。

[いっそう論究を要する課題]

例えば、グローバルな市場経済化の新たな段階で、その重層化した再生産過程・構造のなかでの、マクロとミクロにおける民主主義的制御の具体的な内容の展開、「新自由主義」とは異なる積極的なそのオルターナティブを内実化し

ていく課題である。「地域経済循環」「国内経済循環」における労働・生活・生業・地域を基軸に置いた再生産過程（生産物－資金－資材・資源，労働力）の仕組みをどう創りあげていくか。それと結びついた企業・組織・自治体など諸主体の「社会的責任」を制度化し機能化させていく課題である。復興と再建をめぐっても，未来社会の展望にもつながる二つの路線と力のせめぎ合いが，いま凝縮されているように見える。そのさいなによりも重要なのは，基軸としての個人の自覚的な権利と責任の上に立った新たな連帯（アソシエーション）の形成，それが「労働基準」「生活基準」の「社会的な制度化」へと絶えず向かっていく，開かれた運動化に変革していく課題であろう。

## (2) 「生活基準」＝「生活・福祉改革」の軸と合わせて

「労働改革」は「生活改革・福祉改革」と一体となって進められなければならない。

### 構造改革に対する対抗思想＝「新たな福祉国家」論（後藤道夫氏ら）

新自由主義的「構造改革」の提起以来，一貫して，その対抗構想を「新たな福祉国家」論として展開されてきたのは後藤道夫氏らであった。

- ① 急進的「構造改革」と08年以降の経済危機による社会危機をもたらした最大の要因は，労働市場の無規制・無保障状態であり，生活保護・高齢者介護の環境悪化であって，地方自治体の体力削減がこれに追い討ちをかけている。グローバリズムのなかでの多国籍企業化は，これまでの開発主義国家の下での日本型雇用と地方・低「生産性」産業への所得再分配方式を解体させざるをえなかったが，大企業中心と生活保障の小さな国家責任という政治枠組みは変化しないままに置かれているとされる。
- ② 「労働基準」と「生活・福祉基準」とが重なりあって，有機性を強めた複雑な現代の社会システムにおける人間の生活が問題となってくる。個々の生活領域における保障水準（社会的合意に立った）が有機的に関連しあって，

i. 労働権保障, ii. 居住保障, iii. 基礎的社会サービス保障, iv. 重層的所得保障, の関連づけられた有機的システムが形成されてくるが, その総体「社会的慣習的水準における最低生活」の内実が新たに問われてくる。そのさい, すでにかちとられた「個別領域の社会的標準」が受け継ぎ発展させられていかなければならない(新しい福祉国家として)。

- ③ 新たなシステム設計と関わって「新自由主義」は, それを基本的には公的基準・責任(国家や自治体)を解体し, 「個人の責任」と私的営利企業, 「市場経済」に委ねようとする。だが, これまでそれぞれの生活領域において, 「必要」を認める基準(年齢, 障害等々)および妥当な「必要」の質と量を判断する基準, 「保障基準」と「制度」が形成されてきた。今それを維持し改良していくことが求められている。それは利用者の支払能力から独立した, 「必要に応じた」という基本的な原則に基づくものであり, それが人々の労働能力・社会的活動能力・社会形成力・政治的能力など「個人の全体的能力」を高め, 真の「生産力」(マルクス)となっていく。それは「商品・貨幣・資本の運動の論理を大幅にはみ出すもの」という性格をもち, 将来展望ともつながるものである。

### 「社会的包摂中心—ニーズ表出型の福祉ガバナンス」論(宮本太郎氏ら)

新自由主義的「構造改革」に対抗しようとするもう一つのオルターナティブが, 宮本太郎氏らから提唱されており, それは「20世紀型社会主義論」への反省をかなり意識した内容をもっているのが特徴であった。

- ① それは, 「所得配分中心—ニーズ決定型の福祉国家」から, 新しい「社会的包摂中心—ニーズ表出型の福祉ガバナンス」への転換を唱える。グローバルな市場経済の拡大, 脱工業化, 少子高齢化, 福祉国家のリソースの縮減にもなって, 従来の「福祉国家」はこのリスク構造の転換に応えきれなくなり, 所得再分配から社会的包摂(人々の社会参加と相互関係の回復)中心の「福祉ガバナンス」に変わらざるをえなくなる。就労と社会参加が促され, 自立が奨められる。所得分配だけでなく, 生活と労働との有機的なつなが

り、多様なニーズにどう応えていくかが問われるようになる。

- ② これらの新たな軸の現実的な組み合わせは、政治的諸勢力の対抗関係のなかで決まってくるとして、まず「社会的包摂をめぐる対抗」については、二つの軸が整理される。一つは、公的責任を重視する立場と個人責任を強調する立場の違いである。もう一つは、労働市場への包摂・就労規範を強める立場とその外部における生活領域での自立を重視し就労規範を弱める立場の違いである。そして、「ワークフェア」（アメリカなどの自由主義レジーム）、「アクティベーション」（北欧諸国や社会民主主義レジーム）、「ベーシックインカム」などの違ったアプローチが分けられる。
- ③ また「ニーズ表出をめぐる対抗」軸については、市場をとおしてのニーズの表出に重点を置くか、ベーシックな多様な生活欲求の充足と多面的な福祉サービス供給を重視するか、が区別される。そして、後者では民間非営利組織の参入の可能性が生まれ、「疑似市場型」「コントロールされた市場」と結びついて、下からのネットワーク型のガバナンス、新たな「結社民主主義」「熟議民主主義」が成熟していく基盤ともなる、と評価される。

### 論点をめぐって

- ① 宮本太郎氏らの構想では、以上に検討してきた「20世紀型社会主義」論への反省に関わる諸契機がかなり意識されているように見える。「国家」の上からの決定に対する抑制、多元的で自立的な企業・組織あるいは自治体の参入、個人の選択の自由と参加、労働の領域だけでなく広義の生活領域の重視、グローバルな市場経済化の上立ったその利用と制御（「疑似市場」「コントロールされた市場経済」）、そして民主主義の成熟化、などの積極的な諸契機である。
- ② しかし問題は、それらの諸契機を、資本と労働・生活主体との基本的な対抗構造の総体のなかにどう位置づけ、運動的にどう現実化していくかにあるように思われる。後藤道夫氏は、宮本太郎氏らの構想を批判して、「生活

諸領域における必要判定の総体に支えられた生活保障を、国家や行政による上からの決定として否定的に描く議論」であり、「利用者の支払いの能力から独立した必要判定と保障の積み上げという本来の枠組みを敵視する理由とはならない」、結局は「市場主義的な状況への逆戻りを促進するだけ」と極めて否定的である。その争点は集約的には、「労働基準」「生活基準」をめぐる資本と労働の階級的な対抗関係、そして国家権力の媒介によるそれらの「制度化」をめぐる社会的な対抗関係の総体のなかに、21世紀的社会主義像につながる積極的な諸契機をどう位置づけていくか、にあるように思われるのである。

- ③ 宮本氏が挙げられる「政治的な対抗関係をめぐる軸」にそくして見ても、
- i. 社会的包摂の場としての労働市場での「就労」という前提条件をいかに回復させていくのか、そこでの公的支援の諸条件と制度化をどう拡充していくのか。
  - ii. 所得とサービスの多様化にともなう個人の選択可能性の広がりを論じる場合にも、その「フロー」を支える社会保障の「ストック」といわれるインフラ（教育・医療・保育・介護などでの）、あるいは「ベーシック・コモンズ」といわれる社会的諸手段（公共住宅、公共交通、公共公園など）のいっそうの底上げが併せて不可欠であろう。
  - iii. 下からの自立的な民間の企業や非営利組織の参入が「疑似市場」「コントロールされた市場経済」と結びついていく条件についても、先の「地域経済循環」「国内経済循環」における労働・生活・生業・地域を基軸に置いた再生産の仕組みをどう内実化させていくか、それらが具体的に問われてくるように思われる。

これらの諸構想をめぐっては、いま運動上も理論化においても論議が続けられているものであって、ここでその内容にわたる整理にふみ込もうとしたわけではない。ただ「社会主義論」とのつながりをどう置くかで、「現代資本主義論」の方向性と枠組みにとってもかなりの違いがでてくるのではないか、ということの問題提起したかったのである。逆に「社会主義論」の方からいえば、

「実現可能な社会主義」としてのその再生は、このようなかさね合わせの努力をつうじてしか、なかなかリアルなものとなっていないのではないかと、いうことである。

## 注

- 1) 第2の書以後の拙論の主なものは——「『社会主義』と市場経済」『立命館経済学』2005年7月。「『市場経済化』と『労働・人間疎外の克服』(1)」『ロシア・ユーラシア経済調査資料』2006年12月、「同(2)」改題『ロシア・ユーラシア経済』2007年4月。「社会主義—市場経済論と『市民社会』(1)(2)」『立命館経済学』2008年3月,同5月。「社会主義論をめぐる規範的課題の枠組み」『唯物論と現代』2009年11月。「『市場経済をつうじる社会主義』と平等論」『立命館経済学』2010年3月。「市場をつうじた社会主義と『株式会社』の役割」,基礎経済科学研究所編『未来社会を展望する』2010年9月。「『社会主義論』へのアプローチ—『自由・民主主義』『市場経済』を軸として」『季論21』2011年夏号,「『アソシエーション論』の具体化のために」『季論21』2012年春号。「『自由・民主主義』『市場経済』をつうじる社会主義論—現代資本主義論とかさね合わせて」『唯物論と現代』2012年6月。
- 2) K. ボランニーは、社会主義における「自由」概念と「民主主義」概念を厳格に分けて、その相互関係を掘り下げて論じようとしていた。——社会主義の最終目標は自由への飛躍であり、人間の主体的な決定、労働する人間の協同組合的關係に基づいて、人間が自分自身の支配者になるところにある、人間の人間に対する支配、物の人間に対する支配が終わる。だから、社会主義の理想は、公正の要求を超えている、人間の外的平等の要求である公正の要求、つまり民主主義の要求に止まてはいない。公正は必要不可欠な前提条件であり、生産手段の社会化を社会主義者が要求する根本的理由はそこにある。だが、公正な社会状態も倫理的外的状態にとどまっている。なぜなら、その状態はかならずしも個々の人間の自由と責任に基づいてはいないからである。人間がその経済の必然性も制御できない社会状態に対立しているからである。しかしながら、経済的公正を求める民主主義の闘争は、人間が自分の意志の効果を支配していないような社会状態に対する闘争、人間の社会的自由という新しい自由のために社会的必然性全体の克服を求める闘争に通じている、としていた。1927年に書かれた「自由について」(『市場社会と人間の自由』第2章,2012年,大月書店)。ボランニーの「自由」論については、近刊の『立命館経済学』誌上の拙論「『市場経済をつうじる社会主義』と自由論」を参照。
- 3) ノルマチフとは、ふつう基準率などと訳され、一定の比率の遵守を規制するもの。それは、個々の課題の大きさを直接に規定する具体的=指名的な性格をもつ計画指標とは異なって、企業集団の活動の範囲を一般的に規制するものであって自主性の拡大をもたらす。また、物質的刺激的システムとむすびついて、経済的効率を引きあげていくところに

その一般的機能がある。「ノルマチフ」体系の最も全体的な整理として、N・ベトラコフ編著『現代社会主義経済の機能メカニズム』ミネルヴァ書房、1984年。とくに、ハンガリーでは豊富な経験が蓄積されていった。